

大阪YMCAインターナショナルハイスクール
スキーキャンプ参加要項
OSAKA YMCA International High School SKI CAMP

期 間 2012年1月30日(月)～2月1日(水) 2泊3日
対 象 1年生(休学生を除く)
場 所 箱館山スキー場 滋賀県 高島市今津町日置前 Phone: 0740-22-2486
宿舎 義乃家 高島市今津町三谷 Phone 0740-22-0440

※実施の可否、場所に関しては、雪の状況等で変更または中止になることもあります。

集合日時 1月30日(月) 9:15 <<厳守>>

集合場所 大阪YMCA国際専門学校 1階ロビー

解散日時 2月1日(水) 16:30～17:30頃
※道路事情等により解散時間は多少変更することがあります。

解散場所 大阪YMCA国際専門学校前

交通機関 往復とも貸切バス

目 的 1) 共同生活(時間・ルール等を守る等)を通して自己の責任についての意味と役割を学び、相互協力の精神を養い、一層のより良い人間関係を築く。
2) 厳しい寒さの世界との交わりを通して、自然への理解を深める。
3) 雪に親しみ、スキーによる軽い身のこなしを覚え、心と体を鍛える。

持 参 品 1/30(月)の昼食、洗面用具、タオル、着替え(下着他)、長ズボン、長袖シャツ、ゴーグル、スキー帽子(毛糸製のもの可・白一色のものやキャップ等は不可)、スキー用手袋(レンタルの場合を除く)、スキー服(レンタルの場合を除く)、スキー道具一式(レンタルの場合を除く)常備薬、その他<バスの中で必要な物のみ、デイバッグに別途入れて下さい>
*所持金は、おやつ代・お土産代の他は必要ありませんので、高額な金額を持参しないで下さい。
*授業の一環ですので、持参品については十分注意をしておいて下さい。
*スキー服、スキー道具の借用希望者は別紙にその旨を記入して下さい。(いずれもレンタル費用はかかりません。)なお、帽子・ゴーグル等は各自用意をお願いします。
▼手袋・帽子・ゴーグルは必ず持参して下さい。着用しない場合はスキー講習ができません。
▼詳しくはHRで説明をします。
▼今回のスキーキャンプではスノーボード等の使用はできません。持参しないで下さい。

<お願い>

- (1) 全員参加が原則ですが、事前に特別な事情で参加できないと判明している場合は1月20日(金)までに欠席届に理由を明記し、事務所に提出して下さい。後日、課題提出の案内をします。
- (2) 当日病気等でやむをえず参加できない場合は、当日の8:30～9:00にご連絡下さい。
Phone 06-6441-0848 国際高等課程まで
- (3) 持ち物には名前等を必ず記入しておいて下さい。
- (4) カメラ等の貴重品を持参する場合は、自分で管理して下さい。

<裏面参照>

スケジュール概要 (予定)

※予定は変更になることがあります。現地での時刻変更には充分注意してください。

日 時	1/30 (月)	1/31 (火)	2/1 (水)
7:30		起 床	起 床
8:00	9:15 集合 出 発	朝 食 準 備	朝 食 準 備
9:30		スキー講習 (2)	スキー講習 (4)
12:00	到 着		
13:00	昼 食	昼 食	昼 食 掃除・片付け
14:00	スキー講習 (1)	スキー講習 (3)	13:30 頃出発
15:00			
17:30	入浴 他	入浴 他	16:30 頃 到 着
18:00	夕 食	夕 食	解 散
19:00	自由時間 (レクリエーション)	自由時間 (レクリエーション)	
22:30	入 浴 就寝準備	入 浴 就寝準備	
23:00	(23:00) 消 灯	(23:00) 消 灯	

*詳細なスケジュールは現地にて連絡します。

<参加者心得>

キャンプ中および往復の交通について、時間厳守や定められたプログラムに参加すること。また宿舎の使用規定の遵守、教職員および現地スタッフの指導・指示に必ず従って下さい。
特に下記の点については厳守して下さい。

- (1) スキーおよびリフトは講習以外に実施・使用することを禁止します。
- (2) 飲酒・喫煙の厳禁、およびそれに類する物や危険物の所持も一切認めません。
- (3) 異性の部屋には、22:30～翌 7:30 の間は、出入りしないこと。また、夕食後は翌朝の朝食まで外出を厳禁します。
- (4) 暴力行為や、他者の尊厳を損なう言動をしないこと。
- (5) 各自の部屋は毎日整理整頓しておくこと(布団の上げ下ろし等)。また、故意に器物を破損しないこと。
- (6) プログラムの時間を厳守すること。(食事、入浴、スキー講習、就寝等)
- (7) スキー講習は病気、けが等以外は必ず出席すること。
- (8) スキー講習中は帽子と手袋、および定められたゼッケン(上着の上に)を必ず着用のこと。
- (9) 携帯電話をゲレンデへ持っていくことや、ゲレンデでの使用は厳禁とする。

上記に違反した場合は、生徒としての責任と権利を放棄したものとみなし懲戒処分とし、その時点で帰宅していただきます。その場合の本人および引率者の交通費は、生徒本人の個人負担とします。